

～平成29年度税制改正②～

平成29年度税制改正内容について概説する。当Noは平成29年度税制改正の主な項目の概要②(相続税、その他)と主な税制改正スケジュールについて記載する。

(ポイント)

- ・平成29年度税制改正項目について、事業法人の役職員個人に係る税目としての相続税、その他の項目ごとに概要を記載
- ・主な税制改正項目のスケジュール

1. 平成29年度税制改正の主な項目と概要 (相続税関係)

項目	内容	適用時期等
非上場株式等に係る納税猶予制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・相続時精算課税制度に係る贈与を贈与税の納税猶予制度の適用対象に追加 ・贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度における認定相続承継会社の要件について、中小企業者であること及びその会社の株式等が非上場株式等に該当することの要件が撤廃され、納税猶予の取消事由となる雇用確保要件を緩和 	平成29年1月1日以後の相続もしくは遺贈または贈与により取得する財産について適用(所要の経過措置あり)
相続税・贈与税の納税義務の見直し	国内に住所を有しない者で日本国籍を有する相続人等に対し、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件が、被相続人等及び相続人等が相続開始前10年(現行:5年)以内のいずれの時においても国内に住所を有していないことになる	平成29年4月1日以後の相続もしくは遺贈により取得する財産について適用
相続税の物納財産の範囲・順位の見直し	相続税の物納に充てることができる財産の順位について、上場されている株式・社債・証券投資信託等の受益証券・一定の投資証券等が、国債・地方債・不動産・船舶と同じ第一順位となる	大綱に適用時期明記されず
取引相場のない株式の評価の見直し	<ol style="list-style-type: none"> ①類似業種比準方式について、類似業種株価に現行に課税時期の属する月以前2年間平均が追加される。また、配当金額、利益金額および簿価純資産価額の比重が1:1:1 ②株式保有特定会社の判定基準に新株予約権付社債を追加 ③評価会社の規模区分について見直し 	①③平成29年1月1日以後の相続等から適用 ②平成30年1月1日以後の相続等から適用
広大地評価の見直し	広大地の評価について、現行の面積に比例的に減額する評価方法から、各土地の個性に応じて形状・面積に基づき評価する方法に見直されると共に、適用要件を明確化	平成30年1月1日以後の相続等から適用

(裏面に続く)



～平成29年度税制改正②～

(その他)

項目	内 容	適用時期等
国税犯則調査手続き等の見直し	脱税の証拠となる電子ファイルがクラウド上に保管されている場合など税務調査において接続サーバ保管の自己作成データ等を差押	平成30年4月1日から施行
自動車取得税・自動車税・軽自動車税	①自動車重量税のエコカー減税・自動車取得税のエコカー減税が見直しの上、適用期限を2年延長 ②自動車税のグリーン化特例が見直しの上、適用期限を2年延長 ③軽自動車税のグリーン化特例が見直しの上、適用期限を2年延長	①自動車重量税 平成31年4月30日車検証交付分まで延長 ①自動車取得税②③ 平成31年3月31日取得分まで延長

2. 主な税制改正スケジュール

主な税制改正項目のスケジュールを下記に示す。



(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム: 実務家のひとこと

(医療費控除とセルフメディケーション税制)

平成29年度税制改正において、医療費控除又はセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を受ける者に対し、医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示に代え、確定申告書提出時に医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書の添付等を求める改正がされる。適用時期は平成29年分以後の確定申告書を平成30年以後に提出する場合である。経過措置として平成29年分から平成31年分まで現行の領収書の添付等の適用も可能となっている。今まで確定申告時に領収書を添付していたが、納税者の負担軽減や税務当局の領収書等の保管コストや事務負担の軽減を図ることを目的に、明細書添付にするというのだ。ただ、領収書の5年間の保管は必要なので注意が必要である。また、セルフメディケーション税制は医薬品購入費の領収書とともに健康維持増進等の取組に関する書類を添付又は提示しなければならない。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。